

障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程における留意事項
(事業参加者関係)

平成28年3月23日
学 長 裁 定
直近改正 令和7年3月25日

国立大学法人福井大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程(以下「規程」という。)第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例(第6条関係)

規程第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例、及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではない。正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には建設的対話を通して、合理的配慮の代替など別途の検討が必要であることに留意する。

(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

- 障害があることを理由に受験や応募を拒否すること
- 障害があることを理由に出入りを拒否すること
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウム等事業への出席を拒否することや、拒否しない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと
- 障害があることを理由に宿泊施設の利用を拒否すること
- 障害の種類や程度、周囲の状況、サービス提供の場面を考慮することなく、一律にあるいは漠然とした安全上の問題を理由に学内の施設利用やサービスの提供を拒否又は制限すること
- 障害があることを理由に資料の送付やパンフレットの提供を拒否すること
- 障害があることを理由に窓口等での対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること
- 合理的配慮を受けたことを理由に待遇などの評価に差をつけること

(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

- 手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の手続の意思等を確認すること（障害者本人の損害発生防止の観点）

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）

合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、規程第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なる。それぞれの状況等は、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要がある。具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例についてはあくまでも例示であり、過重な負担が存在しないことを前提とする。また、次に掲げる具体例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること、また、個別の事案ごとの判断が必要であることに留意する。

（物理的環境への配慮）

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の参加者と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある参加者のために、利用施設に近い位置に駐車場を確保すること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること
- 障害特性により、事業中、頻回に離席の必要がある参加者について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 易疲労状態の参加者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、事業所や会場内に長いすを置いて臨時の休憩スペースを設けること
- 視覚障害のある参加者からトイレの個室を案内するよう教職員に求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内すること、その際、同性の教職員がいる場合は、参加者本人の希望に応じて同性の教職員が案内すること

（意思疎通の配慮）

- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す参加者のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと

- 通知文書やパンフレット等の印刷物にアクセスできるよう、参加者の必要に応じたファイル形式や印刷物を提供すること
- 研修や公開講座などを実施する講師等が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 事務手続きの際に、職員や補助者が必要書類の代筆や代読を行うこと
- 注意事項や、手続き、申請の手順は文字やイラスト等で視覚的に表示し、わかりやすく伝えること
- 間接的・抽象的な表現を避け、より直接的・具体的な表現を使って説明すること（例：「朝一番に」、「なるべく早く」を避け、具体的に伝える）
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること
- 事業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

（ルール・慣行の柔軟な変更の具体例）

- 事業等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- 移動に困難のある参加者に配慮し、車両乗降場所を会場の出入り口に近い場所へ変更すること
- 障害のある参加者が参加している実験・実習等において、補助者を配置すること
- ICレコーダー等を用いた事業の録音を認めること
- 事業中、ノートを取ることが難しい参加者に、板書を写真撮影することを認めること。ただし、個人の業務や学習のみの利用とする。
- 不随意運動等により特定の作業が難しい参加者に対し、職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと
- 感覚過敏等がある参加者に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること
- 障害のため心身の状態が悪くなるなどして、書類等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
- 会場内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- 事業参加に介助者が必要な場合には、介助者が事業の直接の関係者でなくとも入室を認めること
- 視覚障害や肢体不自由のある参加者の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提

供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断が必要であることを留意する。

（合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例）

- 自由席で実施しているシンポジウム等において、弱視の参加者等からスクリーンや板書等がよく見える席での参加を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せず、一律に「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること
- 障害のある参加者等が、点字ブロックの無い会場等で、移動に必要な支援を求める場合に、具体的な支援の可能性を検討せず、「何かあったら困る」という抽象的な理由で参加や支援を断ること

（合理的配慮の提供義務違反に該当しないと考えられる例）

- 図書館等において、混雑時に視覚障害のある参加者等から職員等に対し、館内を付き添って利用の補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、職員が聞き取った書籍等を準備することができる旨を提案すること（過重な負担（人的・体制上の制約）の観点）

さらに、環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例は、次のとおりである。

（合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例）

- 障害者差別解消の推進を図るための教職員への学内研修を実施（環境の整備）するとともに、教職員が、一人一人の障害の状態等に応じた配慮を行うこと（合理的配慮）
- エレベーターの設置や段差の解消といった学内施設のバリアフリー化を進めること（環境の整備）
- オンラインでの申込手続が必要な場合に、手続を行うためのウェブサイトが障害のある参加者等にとって利用しづらいものとなっていることを理由に、手続の支援を求める申出があった場合に、求めに応じて電話や電子メールでの対応を行うこと（合理的配慮）。それとともに、以後、障害のある参加者等がオンライン申込みの際に不便を感じることをないよう、ウェブサイトの改良を行うこと（環境の整備）
- 講演会等で、情報保障の観点から、手話通訳者を配置したり、スクリーンへ文字情報を提示したりする（環境の整備）とともに、申し出があった際に、手話通訳者や文字情報が見えやすい位置に座席を設定すること（合理的配慮）